



平成 28 年 2 月 10 日

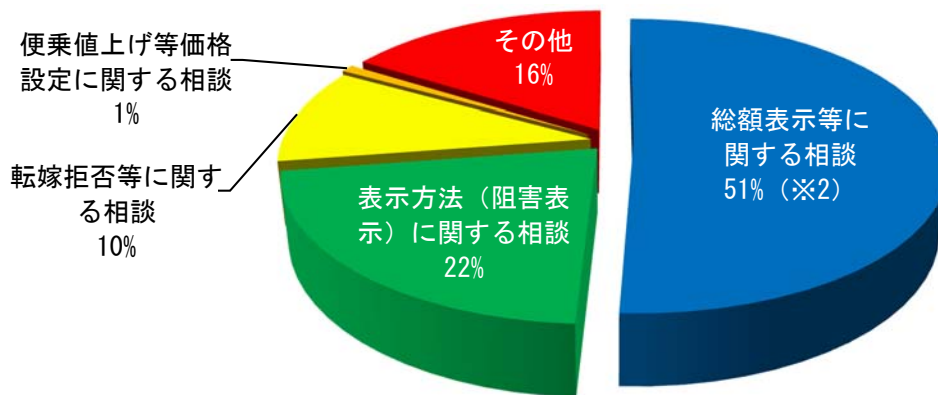
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 28 年 1 月(1/1～1/31)の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

1 月の相談件数：電話 89 件、メール 35 件

【相談内容（全 124 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 消費者向け販売用のパンフレットに記載する商品の価格表示について、例えば 1,080(1,000)円のように金額のみ記載し、パンフレットの最後のページに金額の記載について説明(括弧内は税抜価格である等)するという方法は問題ないか。

A. 課税事業者が消費者に対してパンフレットなどで取引価格を表示する場合は、商品に係る税込価格を表示すること(総額表示)が義務付けられています。表示された価格が税込価格であれば「税込価格である」旨の表示は義務付けられていません。

なお、消費税転嫁対策特別措置法により、平成 25 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置(誤認防止措置)を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています(総額表示義務の特例)。

また、税込価格に併せて税抜価格を表示する場合には、事業者は、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤解されないことがないように表示していただく必要があります。

このため、括弧内の金額が税抜価格であることを明示していただくことは、消費者の利便に資するものと考えます。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 51 件
※2 うち総額表示に関する相談が 14%、消費税一般に関する相談が 86%

Q. 当社の商品の買手である事業者から請求書の金額の記載について税抜価格と消費税額を分けて記載するように要請されたが、請求書に記載する金額について何らかの決まりはあるのか。

A. 請求書に税抜価格と消費税額を区分するか、税込価格のみを記載するかは、それぞれの取引内容等を踏まえた上で、各事業者において御判断いただくこととなります。消費税法上、決済段階で作成する請求書に消費税額を表示することについての規定はございません。

なお、総額表示の義務付けは、「不特定かつ多数の者に対する(一般的には消費者との取引における)値札や広告などにおいて、あらかじめ価格を表示する場合」を対象としているものです。

Q. 消費者である。家のリフォームを検討している。消費税 10%引上げ時においても、8%引上げ時と同様に一定の要件に該当する場合には、消費税率10%が適用されないとする経過措置が設けられているのか。

A. リフォーム工事など請負工事等に係る適用税率についての経過措置は、消費税率8%への引上げの際と同様、10%への引上げの際にも設けられております。

なお、経過措置が適用となる要件等については、最寄りの税務署に御確認願います。

○ 阻害表示に関する相談

Q. 「消費税分値引き」という表示は禁止されているとのことだが、「消費税相当額を値引き」という表示であれば問題ないか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法第8条第2号では、取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示している表示を行うことを禁止しています。

「消費税分値引き」という表示だけでなく、「消費税相当額を値引き」や「増税分は勉強します」といった表示も、同号で禁止される表示に該当しますので御注意ください。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定供給事業者である。ある特定事業者との取引において、消費税率引上げ前の対価(税込価格)に消費税率引上げ分を上乗せすることを取り決めていたものの、計算上生じる百円単位の端数について対価から一方的に差し引かれて支払われることがある。差し引かれる額が対価に占める割合は小さいが、特定事業者のこうした行為は、消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないのか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、合理的な理由なく既に取り決めた対価を事後的に減じて支払うことは、「減額」として問題となります。

対価を事後的に減じるとは、消費税相当分を支払わないことのほか、支払時に端数処理と称して金額を差し引いて支払うことも当てはまります。

実際にそのような行為を受けた場合には公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610